

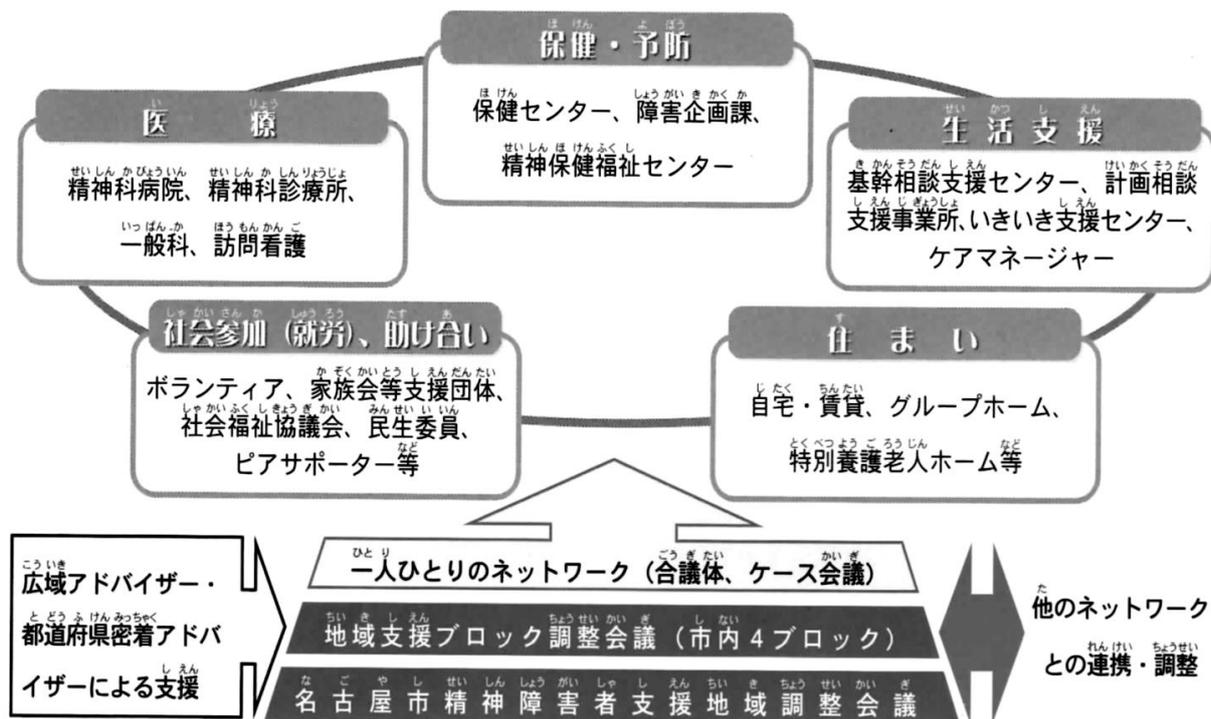
名家連ニュース

令和元年5月9日(木)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 611号

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」

に向けた取り組みについて

本市では、平成30年4月から「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた取り組みを開始しております。精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、生活支援、住まい、保健・予防、社会参加(就労)・地域の助け合いが包括的に確保されたシステムの構築を目指しており、ひとり一人のネットワーク・市内を4区毎に分けたブロックのネットワーク・市域全体のネットワークの3層構造において協議の場を設置し、関係者の皆様と共に構築の推進に取り組んでいます。(名古屋市精神保健福祉センター通信「こころば24号」より)



精神障害者地域移行・地域定着支援ピアサポーター

活動に興味のある当事者の方・活動を依頼したい方へ

今回紹介した精神障害者ピアサポート活用事業は各区の基幹相談支援センターへ委託しております。ピアサポーターとして活動する場合、各区基幹センターへの登録が必要となります。登録申請は、養成研修を受講していない方でも可能です。活動の場は、家族会や当事者会などの自助グループ、病院、障害福祉サービス事業所などをはじめとする支援機関です。

活動に興味のある当事者の方・活動を依頼したい方は、まずは、居住地もしくは活動地の基幹相談支援センターへお尋ねください。(詳しくは次号)



次の①②は青木先生(日本福祉大学教授)からの年金情報です

①障害年金訴訟、国控訴せず 支給は再開しない方針

1型糖尿病患者への障害基礎年金を巡り、大阪地裁が国の支給打ち切り処分を違法として取り消した判決について、厚生労働省は25日、控訴を断念した。同日が控訴期限だった。ただ、原告9人への年金支給は再開しない方針で、原告側は反発している。

今月11日に言い渡された判決は、支給打ち切りについて「処分の詳しい理由が示されておらず違法な手続きだ」としたが、厚労省は「障害認定の適否自体の判断は示されていない」と説明。今後、原告へ理由を丁寧に記した支給停止の通知を送り直すという。



原告側代理人の青木佳史(あおき・よしふみ)弁護士は「支給を再開しないのは、迅速な救済を図った判決の趣旨を無視するもので、受け入れられない。改めて支給再開を求める訴訟を起こすことを検討する」としている。(2019年4月25日 共同通信社)

②障害年金のデータ公表へ 厚労省、不支給や停止人数

国の障害年金を申請して不支給と判定されたり、更新の際に支給を打ち切られたりする人がどれだけいるか、厚生労働省は本年度から毎年データを集計し公表する方針を決めた。障害年金の支給・不支給の判定にはばらつきが指摘されているほか、判断理由も明示されないため「不透明だ」と批判があった。

データが公表されれば、不支給とされた人数や割合の推移などが分かり、判定の妥当性を検証する材料の一つとなる。厚労省は障害の種類別や都道府県別など、どの程度詳細に集計するか今後詰める。ただ、本年度より前の過去分は集計しない考えだ。

障害年金は病気やけがで一定の障害のある人が条件を満たした場合に受け取れる。申請を受け、日本年金機構の判定医が支給の可否や等級を審査する。審査は書類のみで、ほとんどは判定医が単独で判断するため、実際の障害の程度よりも軽くされたり、判定医が交代すると審査結果が変わったりする問題がある。



厚労省は年金機構の判定が都道府県ごとに分かれていた2015年、不支給と判定される人の割合に最大約6倍の地域差があったとの調査結果を発表したが、その後は毎年の不支給の割合を明らかにしていない。17年にはばらつきの是正策として判定を東京に一元化したが、どれだけ改善されたかも分かっていない。(2019年4月29日 共同通信社)



◇◇ 強制不妊救済法が成立!! ◇◇

旧優生保護法(1948~96年)下で障害者らに不妊手術が繰り返された問題で、被害者への「反省とおわび」と一時金320万円の支給を盛り込んだ救済法が24日、参院本会議で全会一致により可決、成立した。同日中の施行を目指し調整しており、早ければ6月にも支給が始まる。障害者差別に当たるとして旧法の「優生手術」規定が削除されてから23年。ようやく国による救済が始まる。

7地裁で続く国家賠償請求訴訟で、20人の原告は原則3千万円以上の支払いを求めている。政府は違憲性の認否を避け続け、救済策を講じなかったことの違法性も認めていない。最初の判決は5月28日に仙台地裁で言い渡される予定で、その判決内容や全体の訴訟状況などによっては政府や国会がおわびのあり方や一時金の金額の見直しを迫られる可能性がある。(2019年4月24日共同通信/朝日新聞)